○国土交通省告示第二百九十三号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第二号）第一条各項及び第五条の規定に基づき、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月八日　国土交通大臣　石井　啓一

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第３の１⑴中「新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのない住宅（建設工事の完了の日から起算して１年を経過したものを除く。）をいう。以下同じ。）」を「全ての住宅」に改める。

第３の１⑵の見出し中「基準」を「住宅を新築しようとする場合の基準（以下「新築基準」という。）」に改め、同⑵の次に次のように加える。

⑶　住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準（以下「増改築基準」という。）

評価方法基準第５の３の３－１⑷の等級３の基準に適合し、かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。ただし、仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を置く場合における評価方法基準第５の３の３－１⑷の等級３の基準の適用については、評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ａ中「地面からの高さ１ｍ以内の部分」とあるのは「地面からの高さ１ｍ以内の部分で床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ｂ中「土台」とあるのは「土台のうち床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第５の３の３－１⑶イ①ｆ(ii)中「４ｍ以下ごとに」とあるのは「５ｍ以下ごとに」とすることができる。また、評価方法基準第５の３の３－１⑷ハ①ｂの基準を適用した場合にあっては、評価方法基準第５の３の３－１⑷ハ①ｂ(i)の基準を適用しない。

①　木造

次に掲げる基準に適合すること。

イ　⑵①に掲げる基準（点検口から目視等により床下空間の各部分の点検を行うことができる場合にあっては、当該基準のうち⑵①ハに掲げる基準を除く。）に適合すること。

ロ　評価方法基準第５の３の３－１⑷イ①ａ(iv)(b)、(v)(b)、(vi)(b)又は(vii)(b)の基準のいずれかを適用した場合にあっては、仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を置くものとすること。

②　鉄骨造

次に掲げる基準に適合すること。

イ　⑵②に掲げる基準又は①イに掲げる基準に適合すること。

ロ　評価方法基準第５の３の３－１⑷ロ①ａ(ii)（⑷イ①ａ(vi)(b)に係る部分に限る。）又は(iii)（⑷イ①ａ(vii)(b)に係る部分に限る。）の基準のいずれかを適用した場合にあっては、仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を置くものとすること。

③　鉄筋コンクリート造

評価方法基準第５の３の３－１⑷ハ①ａの基準を適用する場合にあってはイに掲げる基準に適合し、評価方法基準第５の３の３－１⑷ハ①ｂの基準を適用する場合にあってはロに掲げる基準に適合すること。

イ　⑵③に掲げる基準に適合すること。

ロ　次の(a)から(c)までの方法により確かめられたコンクリートの中性化深さ（以下「中性化深さ」という。）が、次の表の(い)項に掲げる築年数に応じ、耐力壁、柱又ははりの最小かぶり厚さのうち最も小さいものの数値が30㎜以上40㎜未満である場合は同表の(ろ)項(イ)項に掲げる数値を、40㎜以上である場合は同表の(ろ)項(ハ)項に掲げる数値を超えないこと。ただし、建築時に一定の品質管理がなされていると認められるときは、同表の(ろ)項(イ)項に代えて同表の(ろ)項(ロ)項を、同表の(ろ)項(ハ)項に代えて同表の(ろ)項(ニ)項を用いることができる。

(a)　採取条件

供試体又は削孔粉（以下「供試体等」という。）は、共用部分で仕上げ材のない箇所からの採取とし、地上階数が３以下である場合は１以上の階において、地上階数が４以上６以下である場合は最上階と最下階（地上に限る。）を含む２以上の階において、地上階数が７以上である場合は最上階・中間階・最下階（地上に限る。）を含む３以上の階において、当該階ごとに３箇所以上採取すること。ただし、評価方法基準第５の３の３－１⑶ハ①ｂ(i)又は(ii)の基準に適合する場合にあっては、地上階数が５以下である場合は各階のうち少なくとも１の階において１箇所以上、地上階数が６以上である場合は最上階において１箇所以上採取することで足りるものとする。

(b)　採取方法

供試体等の採取の方法は、日本工業規格Ａ1107に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。

(c)　測定方法

中性化深さの測定方法は、日本工業規格Ａ1152に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。なお、測定結果のうち、中性化が最も進行している箇所の中性化深さの数値を用いて評価することとする。

表

(い)	(ろ)			
築年数	最小かぶり厚さ 30㎜以上40㎜未満		最小かぶり厚さ 40㎜以上	
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
10年未満	4㎜	5㎜	7㎜	8㎜
10年以上20年未満	6㎜	8㎜	10㎜	11㎜
20年以上30年未満	7㎜	9㎜	12㎜	14㎜
30年以上40年未満	8㎜	11㎜	14㎜	16㎜
40年以上50年未満	9㎜	12㎜	16㎜	18㎜
50年以上60年未満	10㎜	14㎜	17㎜	20㎜
60年以上70年未満	11㎜	15㎜	19㎜	22㎜
70年以上80年未満	12㎜	16㎜	20㎜	23㎜
80年以上90年未満	13㎜	17㎜	21㎜	25㎜
90年以上100年未満	13㎜	18㎜	22㎜	26㎜

第３の２⑴中「新築住宅」を「全ての住宅」に改める。

第３の２⑵の見出し中「基準」を「新築基準」に改め、同⑵の次に次のように加える。

⑶　増改築基準

評価方法基準第５の１の１－１⑷の等級１の基準又は評価方法基準第５の１の１－３⑷の基準に適合すること。

第３の３⑴中「新築住宅」を「住宅」に改める。

第３の３⑵の見出し中「基準」を「新築基準」に改め、同⑵の次に次のように加える。